

知って おきたい 年金の はなし

20歳に
なったら
国民年金

備えあれば安心 日本の年金	2
20歳になったら国民年金 加入のご案内	10
太郎と花子の人生行路 ライフステージと年金	14
年金もの知り情報 資料・データ	18
「わたしと年金」エッセイ 令和2年度受賞作品	28



日本年金機構は、国(厚生労働大臣)から委任・委託を受けて公的年金制度の運営業務を行っています。

<https://www.nenkin.go.jp/>

備えあれば安心

日本の年金

日本の年金 その1 | みんなで支え合うシステム

日本の公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

みんなって誰？

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入義務があります。これを国民皆年金といいます。

どうやって支えるの？

みんなや会社が納める保険料に加え、国も拠出して、受給者の方の暮らしを支えます。

どんなシステム？

原則的には保険料を納めない年金を受け取ることはできません。これを社会保険方式といいます。

ねんきん 豆知識

【社会保険】

保険とは、保険料をみんなで拠出し、将来事故などが起きたときに集団で支え合う仕組みです。社会保険は、社会連帯の精神に基づき、病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難に遭遇した場合に一定の給付を行い、生活の安定を図る公的な保険制度のことをいいます。日本では、年金、医療、介護、雇用、労災の5種類があります。

日本の年金 その2 | 老後の安心

● 少子化・核家族化に対応する年金制度

かつては、親と同居し家族で親を養っていましたが、少子化や核家族化の影響で、家族だけで親を養うことが難しくなっています。

社会全体で高齢者を支える年金制度を整備し、親の老後を国民が個々に心配することなく安心して暮らせるようになりました。

かつては・・・

経済成長の過程で・・・

現在は・・・



● 予測が難しい自分の寿命や経済変動にも対応

自分の寿命や人生のさまざまなリスク、また将来のお金の価値の変化など誰にも予測できない中で、貯蓄など個人の備えだけでは限界があります。

公的年金制度は、物価や賃金の動向に応じて給付の水準を改定し、私的な貯蓄などでは難しい、老後の安定した所得保障の役割を担っています。

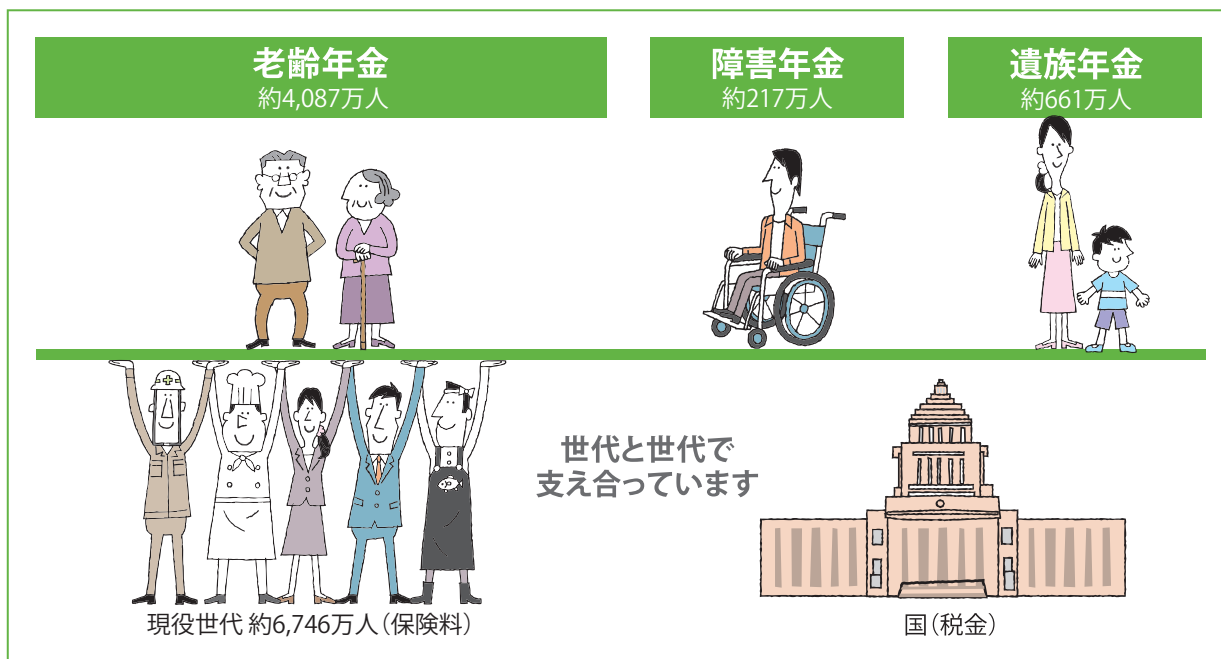
日本の年金 その3 | 世代と世代の支え合い

公的年金制度は、現在の現役世代が納めた保険料によって年金が支給される「世代と世代の支え合い」を基本に運営しています。保険料以外にも、国(税金)や積立金が年金の給付に充てられています。

ねんきん
豆知識

【年金額のスライド(P8参照)】

公的年金制度は、賦課方式(P8参照)を基本とする世代間扶養の仕組みにより、終身にわたって給付を行い、かつ、賃金や物価が上昇しても、給付の水準を改定(年金額のスライド)することで、実質的な価値が保障された給付を行うことができます。



(注)人数は、平成30年度末の数値です。

ねんきん ミニ講座 1 どこが違う? 公的年金と生活保護

公的年金

すべての国民を対象に、老後の生活などの**基礎的な部分を保障**するもので、収入や資産に関わりなく、納めた保険料に応じた額を受け取ることができます。

生活保護

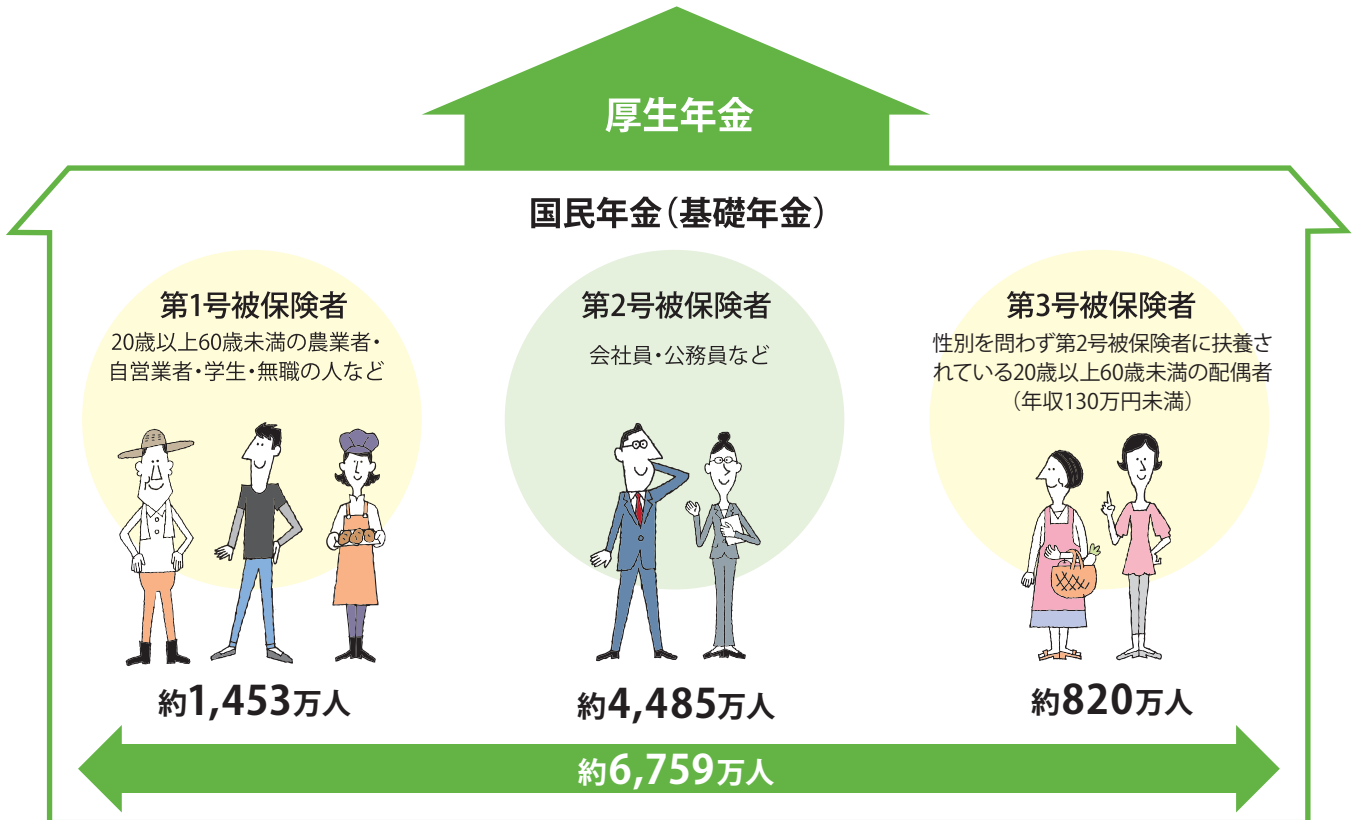
生活に困窮する人に対する**最低生活の保障**で、本人の収入・資産などを厳密に調査したうえで、生活保護基準との差額を、国の負担(税金)で給付するものです。

年金は老後の
経済的安定のために。
生活保護は経済的に困窮する人の
最低生活を保障するために。
それぞれ給付されるもので、
役割は大きく違いますね。

年金もの知り博士▶
年金のことを誰よりも
詳しく知っています。

日本の年金
その4 | 2階建て構造

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金（基礎年金ともいいます）と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金の、2階建て構造になっています。つまり会社員・公務員の方は、2つの年金制度に加入していることになります。

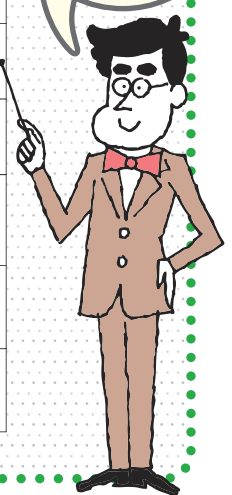


(注1) 人数は、令和元年度末(共済組合は平成30年度末)の数値です。
(注2) 公務員や私立学校教職員が加入していた共済年金は、「被用者年金制度一元化法」の施行(平成27年10月)により、厚生年金に統一されました。

ねんきん ミニ講座 2 どこが違う? 公的年金と個人年金(民間)

	公的年金	個人年金(民間)
だれが加入するの?	日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に加入義務	個人の自由意思で加入
給付の特徴は?	物価などの上昇に合わせて実質的な価値が保障された給付	自分が積み立てた保険料とその運用益の範囲で給付
給付の種類は?	老齢、障害、遺族のすべてをカバー	年金の種類や期間、保険料も多様
だれが運営しているの?	国と日本年金機構が運営 ◎基礎年金の $\frac{1}{2}$ と運営事務経費の多くは、国(税金)で負担	民間の保険会社が運営 ◎年金の支払いと運営経費は、保険料で負担
生活が苦しいときの保険料の支払いは?	保険料の免除制度を利用できる	保険料の免除制度はなく、契約の変更または解約
保険料は控除されるの?	保険料は全額所得控除の対象	保険料は一定額まで所得控除の対象

同じ年金でも、違いますね。公的年金をベースに、個人年金をプラスする方法もあります。



日本の年金 | その5 | 3つの安心

年金は「お年寄りのためのもの」と思いがちですが、実は若い人にも大切です。「老齢年金」のほか、若くても万が一のときは「障害年金」や「遺族年金」も受け取れます。

老齢年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を生涯(亡くなるまで)受け取ることができます。また、厚生年金に加入していた人は「老齢厚生年金」が上乗せされます。国民年金、厚生年金ともに保険料を納めた期間が長いほど、老後に受け取る年金額も多くなります。

◎老齢厚生年金の年金額は、過去の報酬によっても変わります。



障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、障害の程度に応じて国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。また、厚生年金に加入している人は「障害厚生年金」が上乗せされます。

◎障害基礎年金では子がいる場合に加算額が加算され、障害厚生年金では配偶者がいる場合に加給年金が加算されます。



遺族年金



一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者、または子は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。また、亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が支給されます。

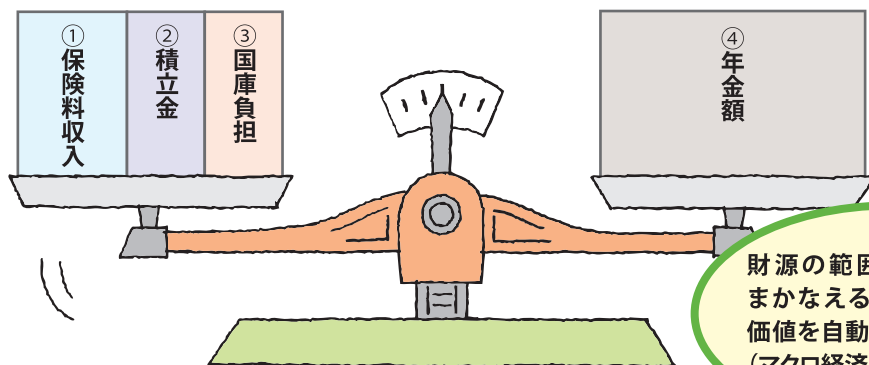
▶ 老齢年金、障害年金、遺族年金の給付内容については、P18~20をご参照ください。

日本の年金 | その6 | 年金制度は続く

少子高齢化が進んでも、将来にわたり年金制度を持続させるため、平成16年に、公的年金制度の長期的な財政の枠組みが以下のように改正されました。

- ① 将来の負担(保険料)の上限設定
- ② 積立金の活用
- ③ 基礎年金における国庫負担割合の引き上げ
- ④ 財源の範囲内での給付水準の自動調整

- 長期的な収入と支出のバランスを取る
- 定期的に年金の財政状況をチェックする



財源の範囲内で給付費をまかなえるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)を導入。

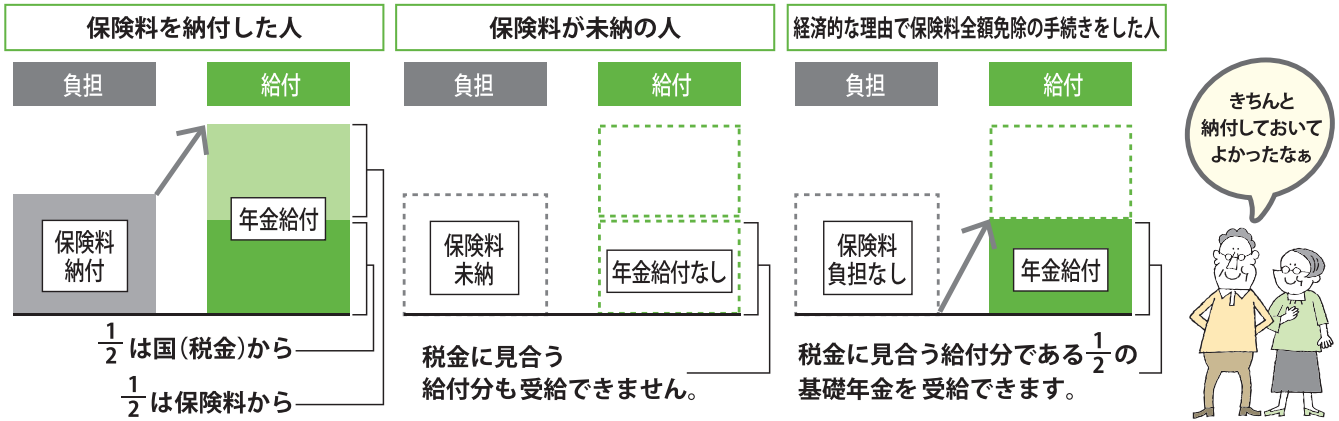
収支の
バランスが
大事です!

▶ マクロ経済スライドについては、P8をご参照ください。

日本の年金 その7 公的年金の負担と給付

基礎年金の $\frac{1}{2}$ は国(税金)から支払われ、厚生年金の保険料は事業主が $\frac{1}{2}$ を支払います。このような公的年金の利点も、保険料を納めず、免除制度も利用していない場合、将来公的年金が受け取れないだけでなく、税金に見合う給付も受け取れなくなります。

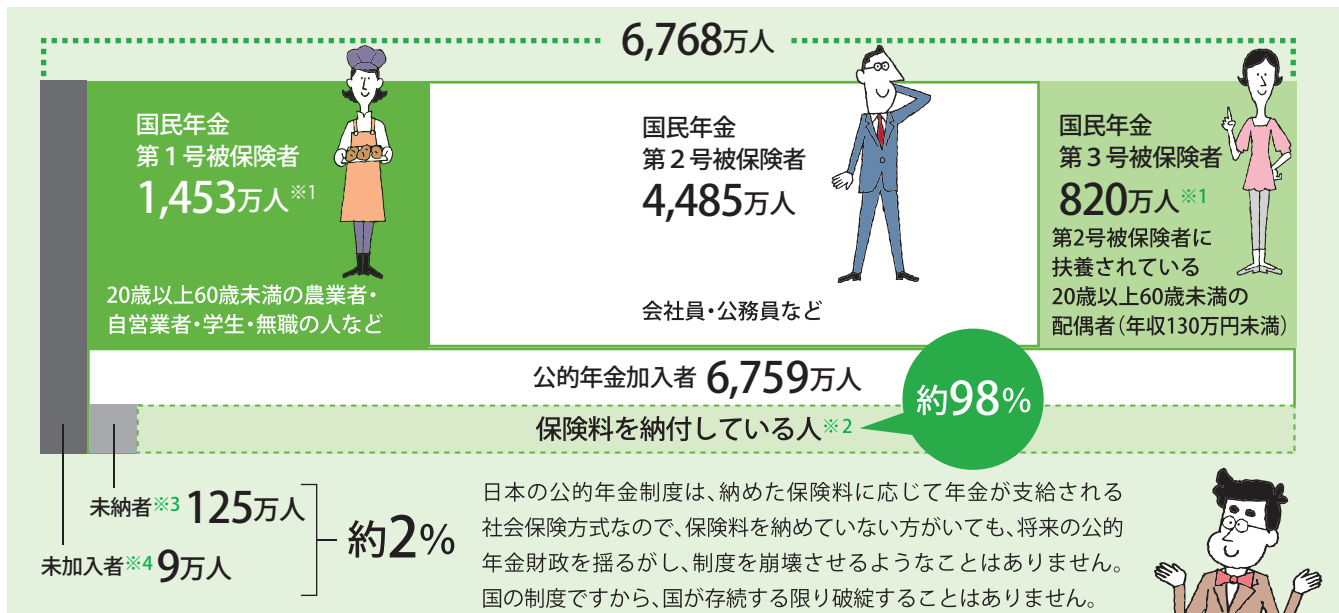
●負担と給付のさまざまなケース(国民年金の場合)



日本の年金 その8 約98%の人が保険料を納付

国民年金第1号被保険者の令和元年度の最終納付率(平成29年度分)は76.3%、現年度納付率(令和元年度分保険料)は69.3%ですが、厚生年金などを合わせた公的年金加入者全体の約98%の方が保険料を納付しています。実際に保険料を払っていない方は全体の2%ほどです。

●保険料の納付状況(令和元年度末)



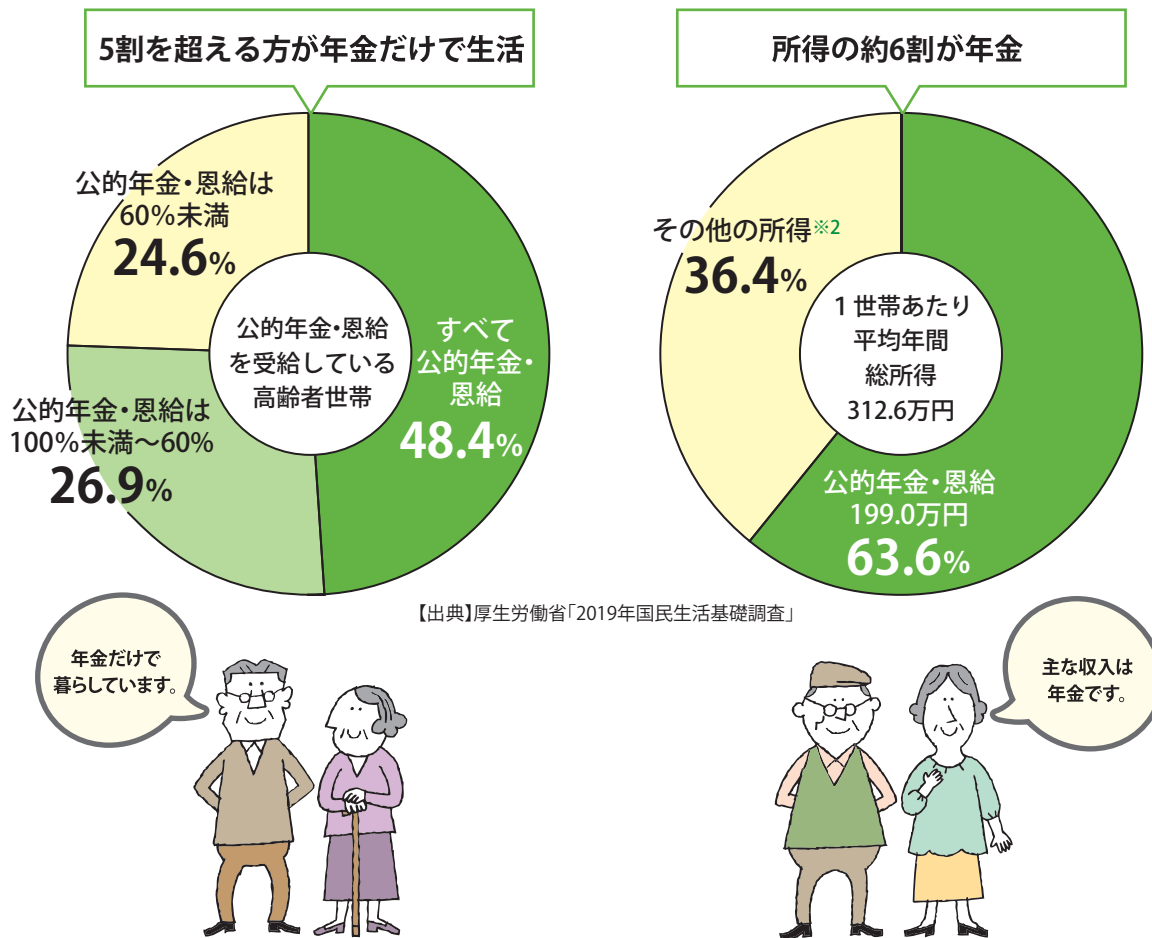
【出典】厚生労働省年金局・日本年金機構「令和元年度の国民年金の加入・保険料の納付状況について」

- ※1 人数は、令和元年度末(共済組合は平成30年度末)の数値です。第1号被保険者には、任意加入被保険者(19万人)を含みます。
 - ※2 保険料を免除または猶予されている人を含みます。
 - ※3 未納者とは、24カ月(平成30年4月~令和2年3月)の保険料が未納となっている人です。
 - ※4 平成28年公的年金加入状況等調査の結果に基づく人数。
- (注)上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合があります。

日本の年金 その9 | 年金が支える高齢者の暮らし

高齢化が進む日本では高齢者の方の生活の安定は大きな課題ですが、その重要な役割を担っているのが公的年金です。以下の円グラフが示すように、公的年金を受給している高齢者世帯の約5割の方が公的年金だけで生活し、また、公的年金は高齢者世帯の平均所得の約6割を占めています。

高齢者世帯^{※1}の今



※1 高齢者世帯:65歳以上の人のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の人が加わった世帯のことをいいます。
 ※2 その他の所得:労働によって得られる所得、土地・建物・有価証券などの運用による所得、仕送り、企業年金、個人年金などがあります。

(注)上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合があります。

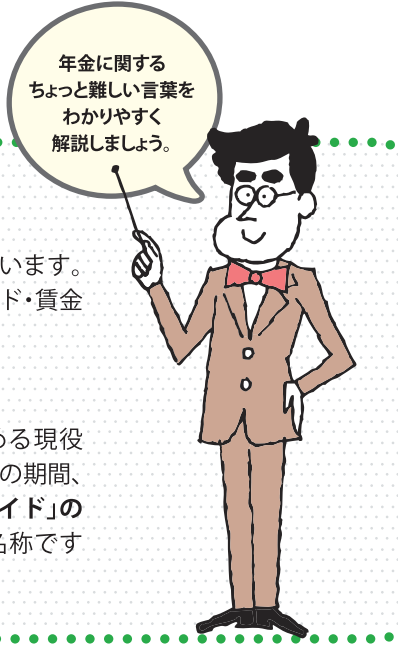
お知らせ

年金で暮らす高齢者の方等を支援する
新しい法律が施行されました。

「年金生活者支援給付金法」令和元年10月1日から施行

所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者などに、年金生活者支援給付金が支給されます。(P9を参照ください。)

ねんきん ミニ講座 3 年金額のスライドって、なんのこと？



「物価スライド・賃金スライド」で、インフレにも対応！

物価はどんどん上がるのに、年金額は10年前のままでは生活が苦しくなってしまいます。こうした物価や賃金の変動に応じて年金の支給額を改定することを「物価スライド・賃金スライド」といいます。インフレにも対応する、公的年金の大きな特徴です。

「マクロ経済スライド」で、少子高齢化にも対応！

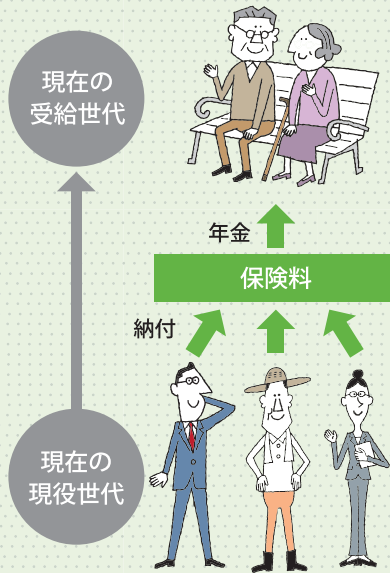
日本は急速な少子高齢化で、年金を受給する高齢者世代が増え、保険料を納める現役世代が減っています。これでは年金財政のバランスが悪くなります。そこで一定の期間、現役世代の減少や平均寿命が延びた分を差し引いて、「物価スライド・賃金スライド」のスライド率を調整する仕組みを「マクロ経済スライド」といいます。難しそうな名称ですが、社会が変化しても公的年金制度を維持できるように採用された仕組みです。

ねんきん ミニ講座 4 賦課方式と積立方式。これはなんの方式？

年金制度をどのように運営していくか、その方法の違いによって、大きく「賦課方式」と「積立方式」の2つの財政方式があります。日本など主要各国の公的年金制度は賦課方式を基本として運営されています。

賦課方式とは

年金支給に必要な財源を、その時々々の現役世代からの保険料収入でまかなう方式です。現役世代と年金受給者世代の世代間で支え合います。



長所 経済変動への対応

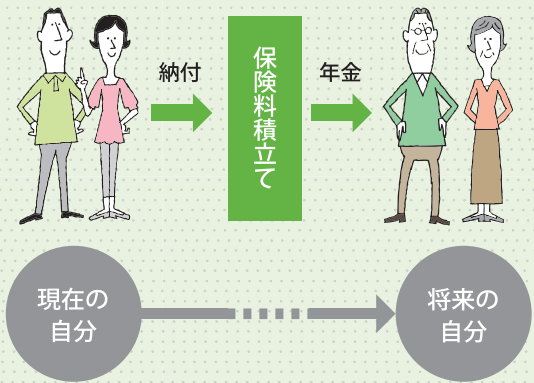
想定を超えるインフレや賃金上昇があった場合も、その時点での現役加入者の保険料負担で実質的に価値のある年金を支給できる。

短所 保険料への影響

保険料は基本的に年金受給者と現役加入者の比率で決まるので、人口構成の影響を受けやすい。

積立方式とは

将来自分が年金を受給するときに必要となる財源を、現役世代のうちに積み立てていく方式です。“積立貯金”に近いイメージです。



長所 世代間格差への対応

貯蓄などのように自分の年金は自分で貯めるという考え方なので、少子高齢化などによる世代間格差が起きにくい。

短所 経済変動への対応

想定を超えるインフレや賃金上昇があった場合に、終身にわたって年金を支給できなくなったり、実質的に価値のある年金を支給することが困難になる。

短所 保険料への影響

保険料は基本的に積立金の運用益によって決まるため、金利変動の影響を受けやすい。

ねんきんミニ講座 5 年金生活者支援給付金とは？

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される給付です。

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金	
支給要件	<p>以下の要件をすべて満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円※以下である <p>※令和3年4月現在の金額。令和3年10月以降に変更となる予定です。</p>
給付金額	<p>基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります※1。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険料納付済期間に基づく額(月額) =5,030円 × 保険料納付済期間 / 480月 ② 保険料免除期間に基づく額(月額) =10,845円※2 × 保険料免除期間 / 480月 <p>※1前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,900円を超え879,900円※3以下の方には、 ①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。</p> <p>※2保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,845円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、 保険料1/4免除期間は5,422円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)となります。 毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。</p> <p>※3令和3年4月現在の金額。令和3年10月以降に変更となる予定です。</p>

	障害年金生活者支援給付金	遺族年金生活者支援給付金
支給要件	<p>以下の要件をすべて満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害基礎年金を受けている <p>② 前年の所得額が「4,621,000円※1+扶養親族の数×38万円※2」以下である</p> <p>※1 令和3年4月現在の金額。令和3年10月以降に変更となる予定です。</p> <p>※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります</p>	<p>以下の要件をすべて満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遺族基礎年金を受けている
給付金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害等級が2級の方：5,030円(月額) ○ 障害等級が1級の方：6,288円(月額) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5,030円(月額)※ <p>※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,030円を子の数で割った金額がそれぞれに支給されます。</p>

20歳になったら国民年金

加入のご案内

誰が加入するの？

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務づけられています。

保険料はいくら？

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,610円です(令和3年度)。

給付の種類は？

公的年金制度には、老齢年金のほか、障害・死亡に対する保障もあるので、若いうちに事故などにあっても、これらの保障が受けられます。

国民年金 その1 | 国民年金加入の手続き

国民年金加入のご案内

令和元年10月以降、20歳になった方※には、日本年金機構から、国民年金に第1号被保険者(P4参照)として加入したことをお知らせします。

※厚生年金に加入している方は除きます。また、第3号被保険者に該当する場合は配偶者の勤務先を經由しての届出が必要です。

20歳の
誕生日から

1 おおむね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」が届きます。

●日本年金機構からは次の書類が送られます

- ・国民年金加入のお知らせ
- ・国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)
- ・国民年金保険料納付書
- ・学生納付特例申請書
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・返信用封筒

●保険料の納付方法等

納付書を使用して、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納めてください※1。

その他、電子納付、口座振替やクレジットカード納付もあります(P11参照)。また、保険料の割引が受けられる前納(前払い)制度(P11参照)※2、付加保険料制度※3があります。

詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

※1保険料は20歳の誕生日分から納付が必要です。ただし誕生日が1日の場合は誕生月の前月分からの納付となります。

※2前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月(20歳の誕生日の前日が含まれる月)からの前納を希望される場合は、お早めにお申し出ください。

※3付加保険料…定額保険料のほかに、月額400円を追加して納付できる保険料のことです。将来の老齢基礎年金に「200円×付加保険料の納付月数」を増額できます。

なお、付加保険料は申し出た月分からの開始となりますので、20歳到達月(20歳の誕生日の前日が含まれる月)からの納付を希望する場合は、お早めにお申し出ください。

●大学、専門学校等の学生であるとき

学生納付特例制度の申請書を提出することもできます。(P12参照)

●経済的に保険料の納付が難しいとき

納付猶予制度や免除制度の申請書を提出することができます。(P12~13参照)

2 ①とは別に「年金手帳」が届きます

年金手帳は、保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要になりますので、大切に保管してください。



※20歳の誕生日から2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」「年金手帳」などが届かない場合(例:誕生月の前月に海外から転入したときにマイナンバーを有することになった場合等)、お住まいの市(区)役所または町村役場もしくは年金事務所で加入手続きをしてください。



国民年金 その2 保険料の納付方法が選べる

口座振替

口座振替で納めると**手間がなく、納め忘れを防ぐ**ことができます。口座振替の手続きは、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

クレジットカード納付 (継続納付)

クレジットカードにより**定期的**に納付できます。申し込み手続きは、年金事務所まで受け付けています。

金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付

日本年金機構からお送りしている**納付書を使い、各窓口で納める**方法です。お手元に納付書がないときは、お近くの年金事務所までご連絡ください。

前納方法のうち、一部についてはコンビニ窓口でお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

電子納付 (ペイジー)

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングなど、**いつでもどこでも気軽に納付**できます。ご利用いただく場合は、利用する金融機関と契約を結ぶ必要があります。

国民年金保険料 前納(前払い)の割引額

令和3年度	1カ月分 保険料額 〈割引額〉	6カ月分 保険料額 〈割引額〉	1年度分 保険料額 〈割引額〉	2年度分 保険料額 〈割引額〉	
毎月納付 (納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	16,610円	99,660円	199,320円	398,400円	
口座振替 (当月末の口座振替)	16,560円 〈50円〉	99,360円 〈300円〉	198,720円 〈600円〉	397,200円 〈1,200円〉	
前納(前払い)の割引額	6カ月前納	現金納付	98,850円 〈810円〉	197,700円 〈1,620円〉	—
		口座振替	98,530円 〈1,130円〉	197,060円 〈2,260円〉	—
	1年前納	現金納付	—	195,780円 〈3,540円〉	—
		口座振替	—	195,140円 〈4,180円〉	—
2年前納	現金納付	—	—	383,810円 〈14,590円〉	
	口座振替	—	—	382,550円 〈15,850円〉	



- ◎これらの保険料に、毎月400円多く付加保険料を納めることによって、将来の年金額に、「200円×付加保険料納付月数」が上乘せされます。
- ◎被保険者の世帯主および配偶者は、保険料を連帯して納付することになります。
- ◎一定の所得があるにもかかわらず、保険料を納付しなかった場合には強制徴収(滞納処分・差押え)などが行われることがあります。
- ◎令和4年度(2022年4月～2023年3月)1カ月当たりの保険料は16,590円となります。
- ◎クレジットカード納付による前納の割引額は、現金納付と同額です。

ねんきん ミニ講座 1 前納(前払い)がおトク

国民年金保険料を、前納(前払い)することができます。

保険料を前納すると割引が受けられるほか、納め忘れの心配がなくなります。

毎月納付 $16,610円 \times 12カ月 = 199,320円$

1年前納現金納付 $199,320円 - 3,540円 = 195,780円$

1年前納口座振替 $199,320円 - 4,180円 = 195,140円$

2 保険料は全額控除の対象

国民年金保険料全額が「社会保険料控除」の対象です。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が毎年11月上旬に送付されます(10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付された方は翌年2月上旬に送付されます)。

◎「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の再発行が必要な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

国民年金
その3

保険料の納付が難しいとき

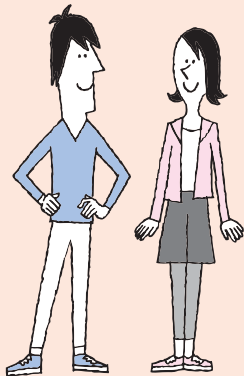
国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

◎お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へご相談ください。

学生納付特例制度

【在学中の保険料納付が猶予されます】

在学中で所得がない(または一定以下)の方が、保険料の未納期間を理由に、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取れなくなることを防ぐため、本人が申請すれば保険料の納付が猶予される制度があります。学生納付特例の期間は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。



【基準となる所得の計算式】

本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること

$$\begin{array}{l} 128\text{万円}^* \\ + \\ \text{扶養親族等控除額} \\ + \\ \text{社会保険料控除額等} \end{array} \geq \text{本人の前年所得}$$

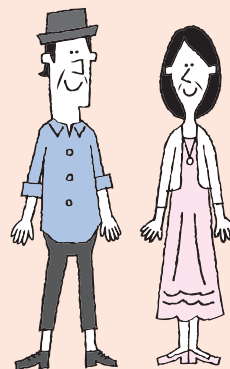
◎学生の方は、「納付猶予制度」、「全額免除制度」、「一部免除(一部納付)制度」を利用することはできません。

※令和3年4月以降の申請の場合

納付猶予制度

【50歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます】(令和12年6月までの時限措置)

納付猶予の期間は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。



【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること

$$\begin{array}{l} \text{扶養親族等の数}+1 \\ \times \\ 35\text{万円} \\ + \\ 32\text{万円}^* \end{array} \geq \text{本人、配偶者の前年所得}$$

※令和3年7月以降の申請の場合

ねんきん

ミニ講座

3

申請の省略(翌年度以降)

翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予を希望する場合、翌年度以降の申請書の提出は不要となります。

- ◎全額免除または納付猶予の承認を受けた方に限ります。
- ◎全額免除優先で継続申請したが納付猶予が承認された方について、翌年度以降、引き続き全額免除優先で申請を行う旨の意思表示があった場合、翌年度以降の全額免除の申請書の提出が不要となります。
- ◎失業などを理由とした特例による免除承認であった場合は、翌年度も申請書の提出が必要となります。



全額免除制度

【保険料の全額(16,610円)が免除されます】

全額免除の承認を受けた期間がある場合、追納をしな
ければ、保険料を全額納付したときに比べて将来の
年金額は以下のように少なくなります。

全額免除

$$\text{年金額} \frac{4}{8} \text{ (平成21年3月分までは} \frac{2}{6} \text{)}$$

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得がそれぞれ以下
の計算式で計算した金額以下であること

扶養親族等の数+1

×

35万円

+

32万円*

≧

本人、世帯主、
配偶者の
前年所得

◎失業した場合も、申請すること
により保険料の納付が免除や
猶予となる場合があります。

◎上記のほか、障害基礎年金を受
け取っているときや生活保護の
生活扶助を受け取っているとき
に、お住まいの市(区)役所または
町村役場の国民年金担当窓口
で届出することで、保険料の全
額が免除される「法定免除制度」
があります。

※令和3年7月以降の申請の場合

上手に制度を
活用してください。



一部免除(一部納付)制度

【保険料の一部が免除されます】

一部免除は3種類あります。一部免除の承認を受けた
期間がある場合、追納をしなれば、以下のように将
来の年金額は少なくなります。

4分の3免除(納付額4,150円)

$$\text{年金額} \frac{5}{8} \text{ (平成21年3月分までは} \frac{3}{6} \text{)}$$

半額免除(納付額8,310円)

$$\text{年金額} \frac{6}{8} \text{ (平成21年3月分までは} \frac{4}{6} \text{)}$$

4分の1免除(納付額12,460円)

$$\text{年金額} \frac{7}{8} \text{ (平成21年3月分までは} \frac{5}{6} \text{)}$$

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得が以下の計算式
で計算した金額以下であること

4分の3免除

88万円*+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

半額免除

128万円*+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

4分の1免除

168万円*+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

◎一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、
その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。
そのため将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害
や死亡といった不測の事態が生じた場合、年金を受け取る
ことができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※令和3年7月以降の申請の場合

ねんきん

ミニ講座

4

保険料の追納

● 保険料の免除(全額・一部)や猶予(学生納付特例・納付猶予)
● の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、
● 将来受け取る年金額は少なくなります。そこで、免除などの承
● 認期間が10年以内であれば、追納(あとから納めること)がで
● きます。

● ◎保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じ
● た加算額が上乘せされます。

ねんきん

ミニ講座

5

産前産後期間の保険料免除

● 次世代育成支援の観点から、産前後の一定期間の国民年金
● 保険料が免除される制度が平成31年4月から開始されました。

● ◎産前産後免除の期間は年金を受け取るための期間とし
● て計算されるうえ、将来受け取る年金額が少なくなる
● こともありません。

太郎と花子の人生行路

ライフステージと年金

成人、就職、結婚、定年…。人生には、さまざまな出来事があります。良いことばかりだけではなく、思わぬアクシデントに遭遇することも。そうした人生の「転機」と大きくかかわっているのが年金です。ここでは、山あり谷ありの人生を送る一組の夫婦をモデルに、ライフステージと年金との関係をご紹介します。

スタート

太郎18歳 大学入学

得意な英語を究めたいと英文学科へ入学。当時は年金のことは何もわからない状態。

太郎20歳 国民年金加入

「国民年金加入のお知らせ」が届き、国民年金に加入したことを確認する。

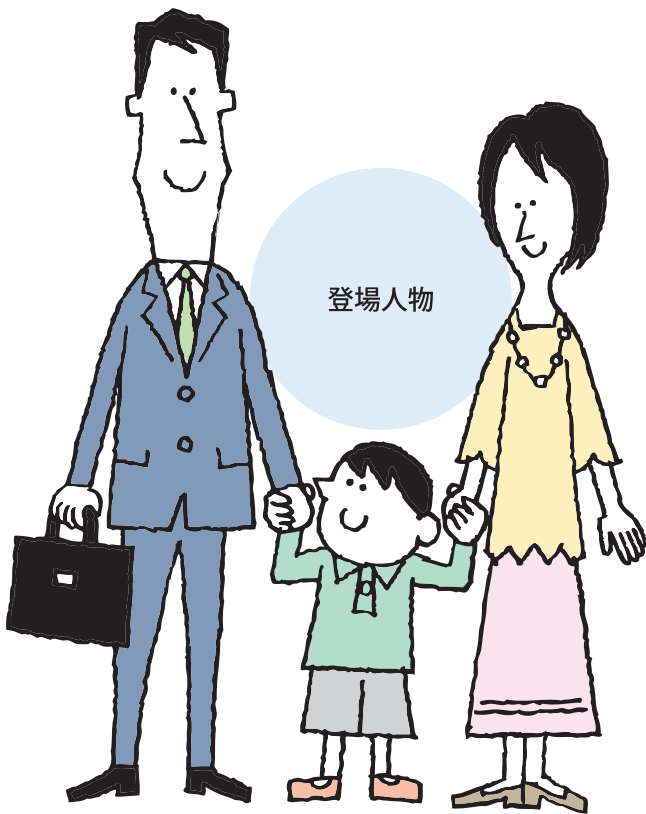
国民年金は全員加入が原則

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。自営業者、農業や漁業などに従事している方、学生など、国民年金の保険料を自分で支払う必要のある方を「第1号被保険者」といいます。

太郎



登場人物



太郎さん

拓也くん

花子さん

大学時代に身につけた英語のスキルを生かして、商社へ就職。その後、一大決心をして独立する。

太郎・花子夫妻の自慢の一人息子。

海外旅行先で、太郎と運命の出会い。結婚後は妻として太郎を支える。

花子18歳 就職

高校卒業後、メーカーの事務職として勤務。

厚生年金に加入

20歳未満であっても、厚生年金が適用されている事業所に勤めていれば、厚生年金に加入することになります。

花子



◎年金の仕組みをわかりやすくお伝えするため、2人の人生にあえてさまざまな出来事やアクシデントを想定しています。このため、登場人物の設定や、出来事はすべてフィクションです。



太郎21歳 海外留学

憧れのイギリスで、1年間みっちり語学力を身につける。



国民年金への任意加入

日本国籍を持つ方が海外で居住する場合、国民年金への加入義務はありませんが、将来の年金額を増やしたい場合、20歳以上65歳未満の間で任意加入ができます（任意加入期間は保険料を納める必要があります）。



太郎

太郎23歳 就職

語学力を生かしたいと、商社の営業としてサラリーマン人生をスタート。海外赴任が夢である。

厚生年金に加入

厚生年金は、厚生年金が適用されている事業所に勤め、70歳未満であれば本人の意志に関係なく、加入することになります。厚生年金の加入手続きは、事業主が行い、太郎は「第2号被保険者」となります。



太郎26歳 憧れの海外赴任へ

ついに夢を達成。ニューヨークの支店で3年間、バイヤーとして活躍する。

社会保障協定

一時派遣※であれば、日本の年金制度のみに加入し、保険料の二重負担を避けることができます。

※原則として、相手国へ転勤する期間が5年以内の場合などに限られます。それ以外の場合は、相手国の年金制度のみに加入します。



花子21歳
海外旅行中、
太郎と出会う

次ページに続く

協定発効国：ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国<令和3(2021)年4月時点>

花子29歳 退職

11年間勤めた企業を円満退職。専業主婦としての人生をスタート。

専業主婦になり、「第3号被保険者」に

太郎（第2号被保険者）の被扶養配偶者となった花子は、「第3号被保険者」となり、太郎の勤務する会社を通して手続きが必要です。「第3号被保険者」は、国民年金の保険料を納める必要はありません。

花子33歳 1日3時間のアルバイトを始める（年収100万円）

拓也の小学校入学を機に、近所のスーパーに勤め始める。



拓也

被保険者の種別は「第3号被保険者」のまま

年収が130万円未満の場合は、「第3号被保険者」のままで、保険料を納める必要はありません。年収130万円以上の場合は、「第1号被保険者」となり、国民年金の保険料を納める必要があります。この場合は、市（区）役所または町村役場での手続きが必要です。

◎「短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大」

平成28年10月からは、週20時間以上などの一定の条件を満たす短時間労働者（いわゆるパート・アルバイト労働者）も厚生年金の加入対象となりました。



花子28歳 復職

結婚3年後 長男誕生

「拓也」と命名し、3人での暮らしがスタート。花子は会社の育児休業制度を利用。



産前産後休業・育児休業期間は保険料免除

「第2号被保険者」が妊娠または出産のために産前産後休業を取得した場合や会社の育児休業制度を利用する場合、その期間の保険料は事業主、本人ともに免除となります。

花子51歳 拓也が交通事故！

花子の必死の看病もあり、3カ月後に無事退院。万が一、障害が残った場合、拓也は国民年金に加入しているので、条件を満たしていれば、障害基礎年金を受給することができます。

帰国後、太郎29歳 & 花子24歳 結婚



花子62歳 現役社員続行

ベテランスタッフとして会社に貢献したいと、これまで以上に熱心に仕事に取り組む毎日。



花子

年金を受け取る手続き

62歳になった花子は、老齢厚生年金を受け取る手続き（年金の請求）を行いました。ただし、花子は働き続けているため、給料と年金額の合計が一定額以上あると年金の一部または全部の支払いが停止されます。この仕組みを「在職老齢年金」といいます。また、花子は、遺族厚生年金を受け取っているため、老齢厚生年金の手続きの際、老齢年金と遺族年金のどちらを受け取るか選択する手続きをあわせて行います。

太郎45歳 退職して創作和食店を開業!

料理の趣味が高じて、創作和食店を開業。得意の語学を生かして、外国人観光客にも人気。

夫婦ともに「第1号被保険者」へ

太郎は「第2号被保険者」から、花子は「第3号被保険者」から、ともに「第1号被保険者」になります。市(区)役所または町村役場での手続きが必要です。

◎夫が退職した場合などは、妻の「第1号被保険者」への手続きが必要になりますので、ご注意ください。また、平成25年7月1日から施行された「厚年法等改正法」では、こうした場合に、妻の「第1号被保険者」への切り替えが遅れ、将来の年金が少なくなったり、受け取れなくなったりすることがないように、手続きが遅れた「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

太郎48歳 不慮の事故で急逝

太郎は高校生になった拓也と最愛の妻を残し、天国へ…。2人のお店も他人の手に…。悲しみに暮れる花子、でも泣いてばかりはいられない。



遺族年金の請求と保険料の免除申請

一家の働き手であった太郎が亡くなった後、花子は遺族基礎年金と遺族厚生年金を受け取ることができます。また、保険料の納付も難しいので、免除制度を利用することにしました。

遺族年金が受け取れて助かりました。



拓也20歳

父の志を受け継ぎ、料理の道に入りたいという拓也。国民年金にも加入し、大人の仲間入り。



拓也

拓也 国民年金加入

花子46歳 会社員として再就職

20代に経験した事務職として職場復帰。厚生年金に再加入。

花子45歳 拓也18歳で遺族基礎年金の受給権喪失

遺族基礎年金の受給期間は、子である拓也が18歳となった後の3月31日までとなります(遺族厚生年金は引き続き受給)。

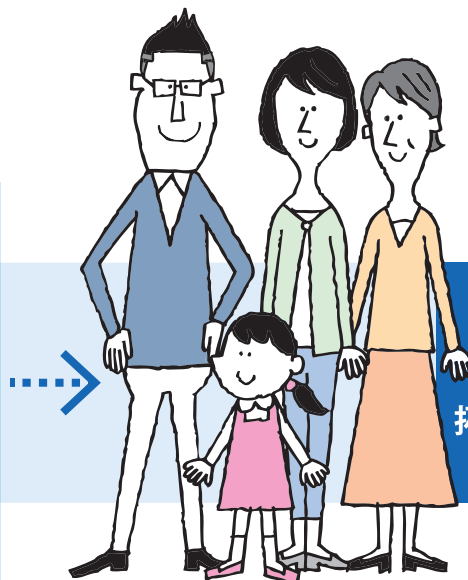
花子65歳 退職、そして年金の手続き

結婚した拓也一家との同居を機に、現役を引退することにした。

65歳になったときの老齢年金の請求手続き

60歳前半の老齢厚生年金を受け取っている方が65歳になるときは、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が届きますので、必要事項を記入して日本年金機構へ提出する必要があります。

◎遺族厚生年金を受け取っている方は、受給内容が見直しされます。詳しくは、お近くの年金事務所へご相談ください。



ゴール

花子70歳
拓也と嫁、孫の4人で
楽しい年金生活

年金もの知り情報

資料・データ

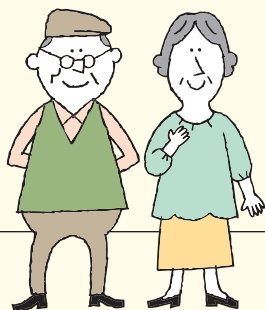
公的年金の給付

公的年金には高齢者の方が受け取る老齢年金のほかに、障害年金、遺族年金の計3種類の給付があります。それぞれ年金を受け取るための条件や、年金額の計算方法も異なります。

(注) 老齢年金、障害年金、遺族年金の各年金額は、令和3年4月分から令和4年3月分までの年額です。

老齢年金

	老齢基礎年金	老齢厚生年金
年金を受け取るための条件	<p>●保険料の納付について(受給資格期間※1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 保険料を納付した期間 + 保険料を免除された期間 = 10年以上 </div> <p>◎年金額には反映されないが、受給資格期間として計算される合算対象期間(カラ期間)があります。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【受給資格期間の短縮】 10年の受給資格期間があれば年金を受け取る「受給資格期間の短縮」が平成29年8月に施行されました。</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">※1 受給資格期間:年金を受け取るために必要な加入期間のこと。</p>	<p>●保険料の納付について(受給資格期間※1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 老齢基礎年金と同じ </div> <p>◎老齢基礎年金の受給資格を満たしていると、厚生年金に1カ月でも加入していれば受給できます。ただし、60歳前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入している必要があります。</p>
	<p>●支給開始年齢</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">65歳</p> <p>◎支給開始を早める「年金の繰上げ(減額)」や、支給開始を遅らせる「年金の繰下げ(増額)」の制度も利用できます。</p>	<p>●支給開始年齢</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">65歳</p> <p>◎支給開始を早める「年金の繰上げ(減額)」や、支給開始を遅らせる「年金の繰下げ(増額)」の制度も利用できます。 (注) 生年月日・性別に応じて、60歳前半の老齢厚生年金を受給できる場合があります。</p>
受け取る年金額	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> $780,900\text{円} \times \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}}{40\text{年} \times 12\text{カ月}}$ </div> <p>①保険料納付月数 ②保険料全額免除月数 $\times \frac{1}{2}$ (平成21年3月以前の期間は $\frac{1}{3}$) ③保険料 $\frac{3}{4}$ 免除月数 $\times \frac{5}{8}$ (平成21年3月以前の期間は $\frac{1}{2}$) ④保険料半額免除月数 $\times \frac{6}{8}$ (平成21年3月以前の期間は $\frac{2}{3}$) ⑤保険料 $\frac{1}{4}$ 免除月数 $\times \frac{7}{8}$ (平成21年3月以前の期間は $\frac{5}{6}$)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 報酬比例部分(①) + 加給年金(②) </div> <p>①報酬比例部分 加入期間中の報酬および加入期間によって決まる年金額 ②加給年金※2 ・配偶者※3: 224,700円(生年月日に応じて特別加算がある) ・第1子※4および第2子※4: 224,700円 ・第3子※4以降: 各74,900円</p> <p>※2 加給年金を受給するためには、受給者が厚生年金に240カ月以上加入しているなどの条件を満たす必要があります。 ※3 年齢が65歳未満であること、老齢厚生年金(計算の基礎となる加入期間が240カ月以上)や障害年金などを受給することができないことが条件となります。 ※4 子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、または20歳未満で1級・2級の障害のあることが条件となります。</p>

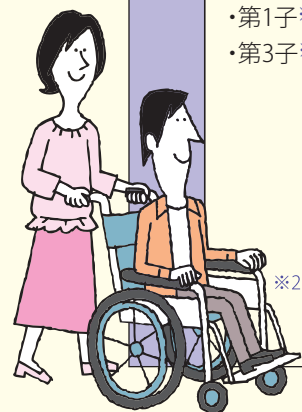


年金は老後のことだけではありません。覚えておいてください。

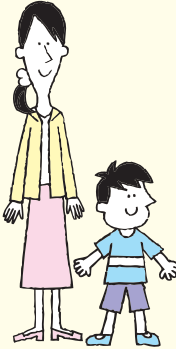


障害年金

	障害基礎年金	障害厚生年金
年金を受け取るための条件	<p>●保険料の納付について</p> <p>初診日の前日において 初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、 保険料納付済期間 + 保険料免除期間 $\Rightarrow \frac{2}{3}$ 以上ある</p> <p>◎上記の条件を満たさない場合であっても、初診日が令和8年4月1日前の場合は、次の条件を満たせば障害年金を受け取ることができます。 ・初診日に65歳未満であること。 ・初診日の前日において、初診日の月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。</p>	<p>●保険料の納付について</p> <p>障害基礎年金と同じ</p>
	<p>●初診日について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初診日に、被保険者であること ・初診日に、60歳以上65歳未満の国内居住者で被保険者であった人 	<p>●初診日について</p> <p>初診日に、厚生年金保険の被保険者であること</p>
	<p>●障害の程度について</p> <p>障害認定日※1に、障害の程度が1級または2級に該当すること</p> <p>(注1) 障害認定日以降に、障害の程度が重くなり、65歳になるまでに1級または2級の状態に該当したときは、障害基礎年金が支給されます。 (注2) 初診日に20歳未満であった人が、20歳に達した日に1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。</p>	<p>●障害の程度について</p> <p>障害認定日※1に、障害の程度が1級～3級に該当すること</p> <p>(注3) 障害認定日以降に、障害の程度が重くなり、65歳になるまでに1級～3級の状態に該当したときは、障害厚生年金が支給されます。</p>
	<p>※1 障害認定日：初診日から1年6カ月が経過した日、または初診日から1年6カ月が経過する前に治った場合は治った日(症状が固定した日)のいずれかを指します。</p>	
受け取る年金額	<p>[1級]</p> <p>780,900円 × 1.25 + 子の加算</p>	<p>[1級]</p> <p>報酬比例部分① × 1.25 + 配偶者の加算②</p>
	<p>[2級]</p> <p>780,900円 + 子の加算</p>	<p>[2級]</p> <p>報酬比例部分① + 配偶者の加算②</p>
	<p>●子の加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子※2および第2子※2：各224,700円 ・第3子※2以降：各74,900円 <p>※2 子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、または20歳未満で1級・2級の障害のあることが条件となります。</p>	<p>[3級]</p> <p>報酬比例部分①</p> <p>◎3級には最低保障があり、585,700円となります。</p> <p>①報酬比例部分 加入期間中の報酬および加入期間によって決まる年金額 (注4) 被保険者期間が300月に満たない場合は、300月として計算します。</p> <p>②配偶者の加算 配偶者の加給年金額：224,700円</p>



遺族年金

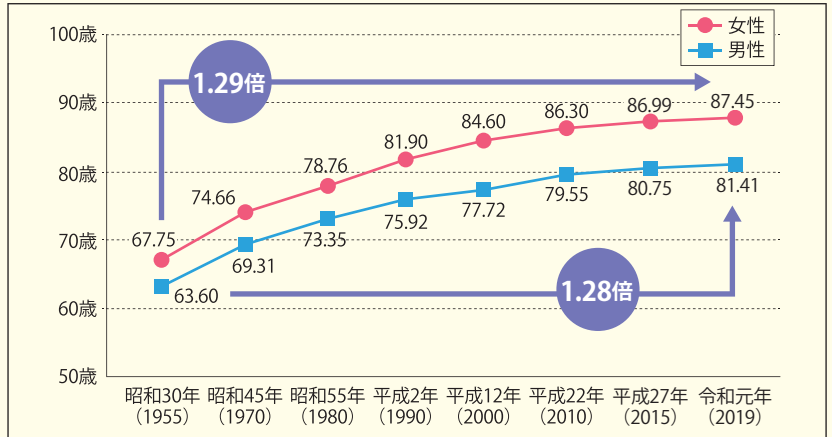
	遺族基礎年金	遺族厚生年金
年金を受け取るための条件	<p>●亡くなった方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が死亡したとき ②被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を持つ方が死亡したとき ③老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が死亡したとき ④保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき 	<p>●亡くなった方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が死亡したとき ②被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき ③1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき ④老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき
	<p>●保険料の納付について(亡くなった方が①②の場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>死亡日の前日において 死亡日の月の前々月までの被保険者期間のうち、 保険料納付済期間 + 保険料免除期間 ➡ $\frac{2}{3}$ 以上ある</p> </div> <p>◎上記の条件を満たさない場合であっても、死亡日が令和8年4月1日前の場合は、次の条件を満たせば遺族年金を受け取ることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡日に65歳未満であること。 ・死亡日の前日において、死亡日の月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。 	<p>●保険料の納付について(亡くなった方が①②の場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>遺族基礎年金と同じ</p> </div>
受け取る年金額	<p>●遺族の範囲</p> <p>死亡した方が生計を支えていた子※1のある配偶者、または子※1</p>	<p>●遺族の範囲</p> <p>死亡した方が生計を支えていた妻※2、夫※4、子※1、父母※4、孫※3、祖父母※4</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>780,900円 + 子の加算</p> </div> <p>●子の加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子および第2子※1: 224,700円 ・第3子※1以降: 各74,900円 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>報酬比例部分(①) × $\frac{3}{4}$</p> </div> <p>次のいずれかに該当する妻が受け取る遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、585,700円が加算されます。※5</p> <ul style="list-style-type: none"> ●夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻 ●遺族厚生年金と遺族基礎年金を受け取っている子のある妻※6が、子が18歳を迎える年の年度末に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき <p>①報酬比例部分 加入期間中の報酬および加入期間※7によって決まる年金額</p>
<p>※1 子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、または20歳未満で1級・2級の障害のあることが条件となります。</p> <p>※2 平成19年4月から、夫の死亡時に30歳未満で、子のない妻の場合、または子のある妻が30歳未満で子のない妻となった場合に支給される遺族厚生年金は、5年間の有期給付となりました。</p> <p>※3 孫の年齢の条件は、子と同様です(※1参照)。</p> <p>※4 夫、父母または祖父母については、55歳以上であること(受給開始は60歳。ただし、遺族基礎年金の受給権者である夫は55歳)。</p> <p>※5 遺族厚生年金の「亡くなった方について」の④の場合は、夫の厚生年金加入期間が240月以上あることが条件となります。</p> <p>※6 40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受け取っていた妻に限りです。</p> <p>※7 遺族厚生年金の「亡くなった方について」の①②③に該当し、被保険者期間が300月に満たない場合は300月として計算します。</p>		

日本の少子高齢化の現状

日本の平均寿命は世界一の水準に達する一方、生まれてくる子どもの数は年々減少しています。こうした少子高齢化という社会的背景の中で、公的年金制度の果たす役割と意義はますます大きくなっています。

延びる平均寿命

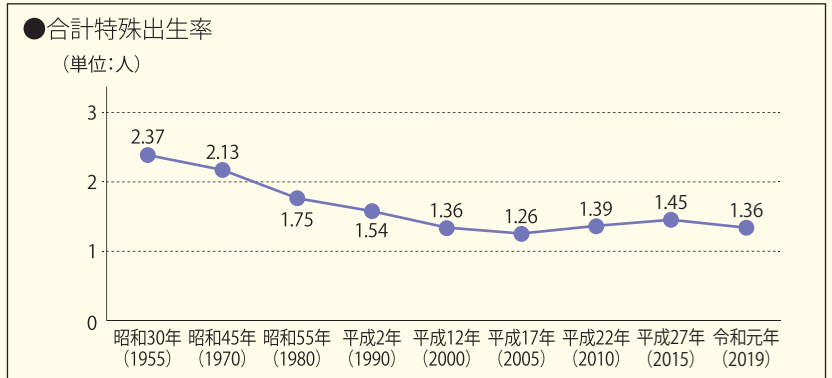
平均寿命とは、0歳の人があと平均何年生きられるかを示した数で、日本では、昭和30(1955)年から令和元(2019)年までの64年間で、男性は約1.28倍、女性は約1.29倍延びました。



【出典】平成27(2015)年以前:完全生命表
平成30(2018)年:簡易生命表

進む少子化

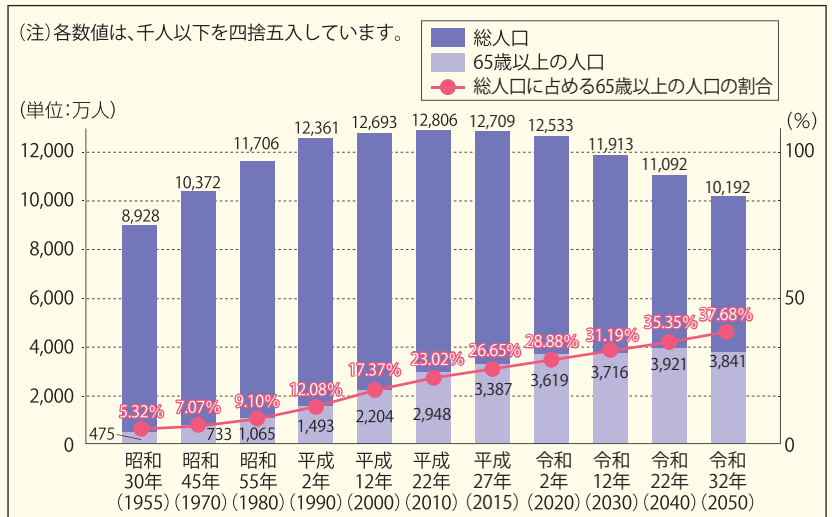
1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均(合計特殊出生率)は、戦後年々低下傾向にあり、平成17(2005)年には1.26まで低下しました。なお、日本の人口が長期的に一定数を維持できる合計特殊出生率は、現在おおむね2.07となっています。



【出典】厚生労働省「人口動態統計」

人口減少と高齢化

日本の総人口は平成27(2015)年に約1億2,700万人ですが、今後減少することが見込まれています。また、総人口に占める65歳以上の人口の割合(高齢化率)は、昭和30(1955)年の5.32%から、将来の予測として令和32(2050)年には37.68%、つまり約2.7人に1人が65歳以上と、急速に高齢化していきます。

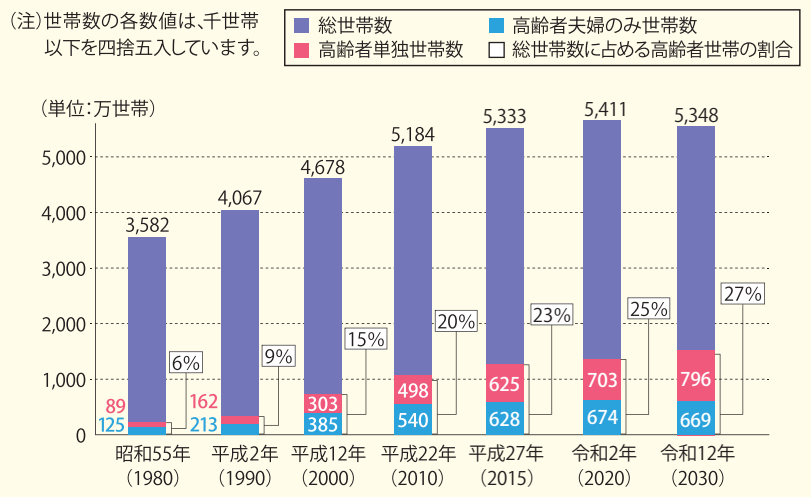


【出典】平成27(2015)年まで:総務省統計局「国勢調査」

令和2(2020)年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」
出生中位(死亡中位)

高齢者世帯の増加

世帯数全体に占める「高齢者単独世帯※1」と「高齢者夫婦のみ世帯※2」の割合は、昭和55(1980)年には約6%でしたが、平成27(2015)年には約23%になっており、令和12(2030)年には約27%になると推計されています。



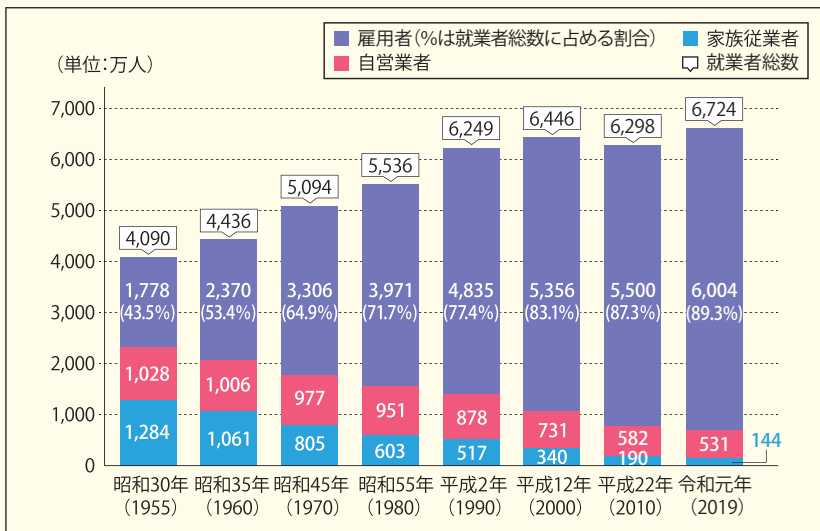
【出典】平成27(2015)年まで：総務省統計局「国勢調査」
令和2(2020)年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2018(平成30)年推計)

※1 高齢者単独世帯：世帯主が65歳以上で世帯の構成員が単独の世帯

※2 高齢者夫婦のみ世帯：世帯主が65歳以上で世帯の構成員が夫婦のみの世帯

就業形態の変化

法人または個人事業主に雇用されている人を雇用者といいます。就業者総数※3に占める割合をみると、昭和30(1955)年には約4割(43.5%)だった雇用者は、令和元(2019)年には約9割(89.3%)を占めるまでに増加しています。一方、自営業者や家族従業者は減少傾向にあります。



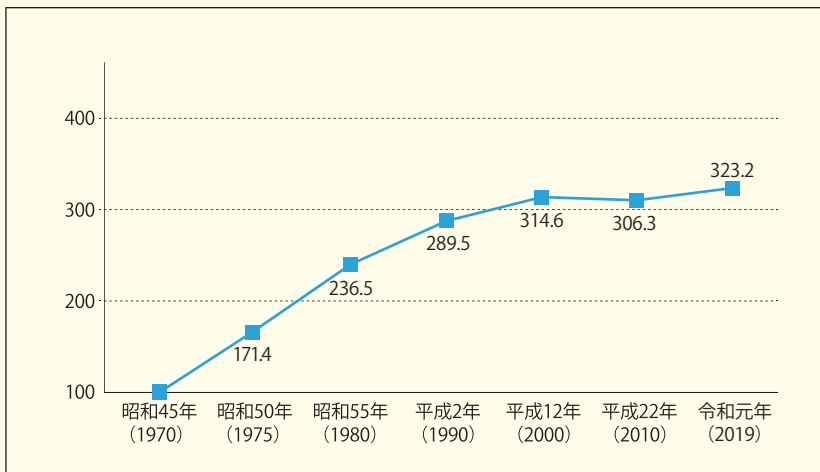
【出典】総務省統計局「労働力調査年報」

※3 就業者総数には、従業上の地位「不詳」が含まれる。

景気変動の影響(物価)

物価は平成10(1998)年頃まで上昇を続け、とりわけ昭和48(1973)年のオイルショックのときは、急上昇※4したこともありました。なお、年金の物価スライドは昭和48(1973)年の法改正で導入されました。

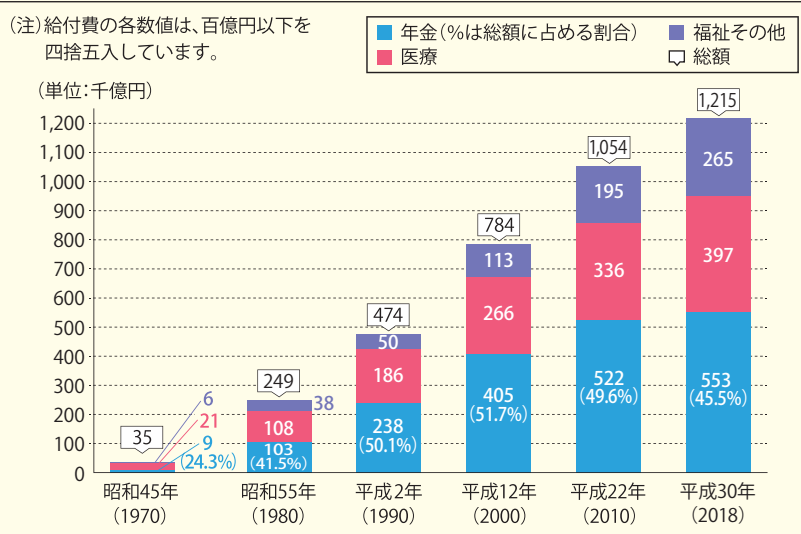
※4 昭和49(1974)年の物価上昇率は23.2%まで上がりました。



【出典】消費者物価指数/2015年基準消費者物価指数/総合指数/年平均/昭和45(1970)年を100とした値

社会保障給付費の増加

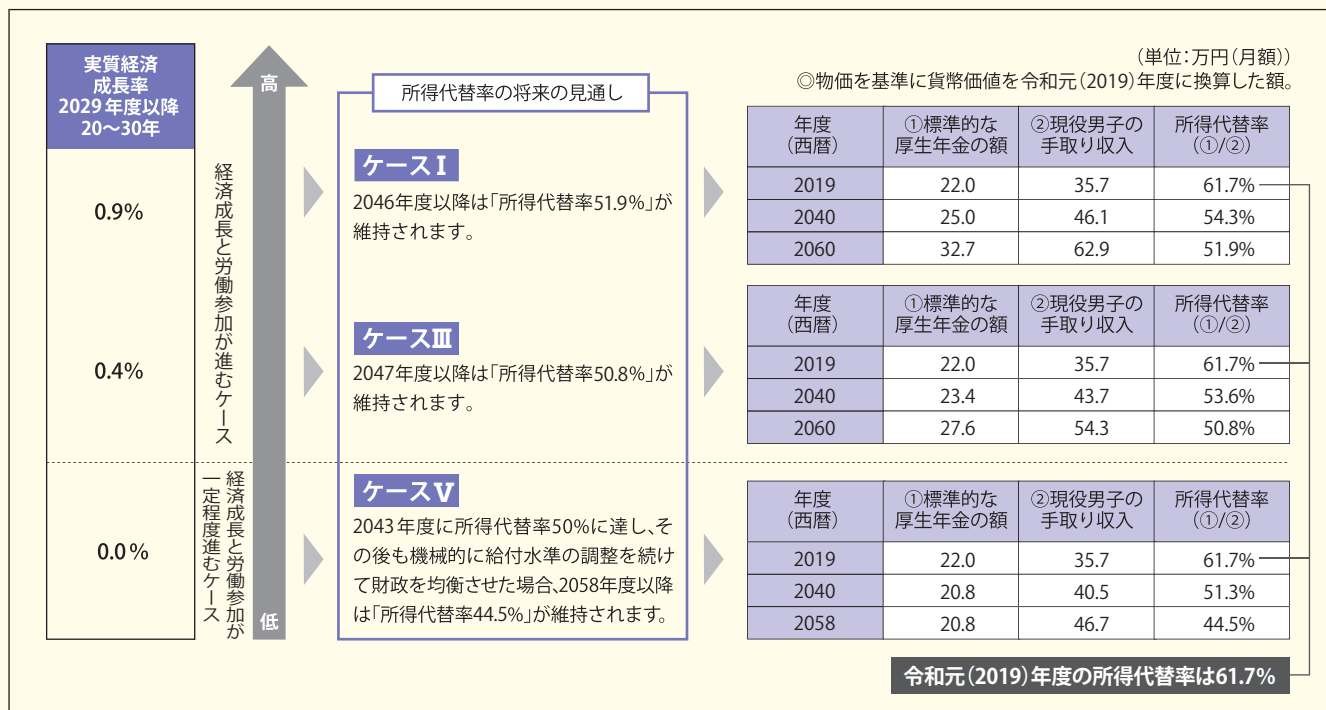
社会保障給付費は、社会保障制度に基づき国民に給付するサービスや現金給付全体の費用ですが、平成30(2018)年には約122兆円にのぼっています。年金については、昭和45(1970)年に社会保障給付費全体に占める割合は24.3%で、医療の半分以下でした。しかし、11年後の昭和56(1981)年には医療と逆転して43.0%となり、平成15(2003)年および平成16(2004)年には52.3%まで上昇しました。平成30(2018)年は約55兆円で、45.5%を占めています。



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「平成30年度 社会保障費用統計」

年金の将来推計

厚生労働省では、年金財政について、少なくとも5年ごとに検証し、将来に向けて、おおむね100年間の財政見通しを作成しています(財政検証)。令和元(2019)年に公表した財政検証では、経済の前提を幅広く設定し、経済成長と労働参加が進むケースでは、年金の長期的な給付と負担の均衡を確保しながら、所得代替率※50%を確保できることが確認されています。



【出典】厚生労働省「2019(令和元)年財政検証結果」

※ 所得代替率:現役男子の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対する年金額の比率。年金の給付水準を測るものさしです。

(注1) 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付および負担の在り方について検討を行うこととされています。




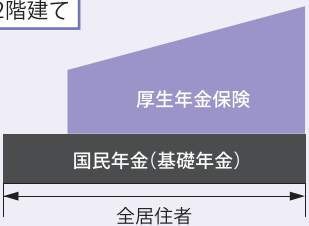
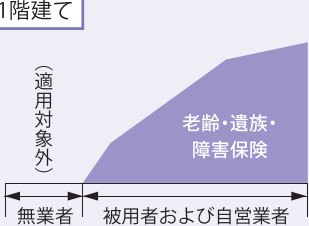
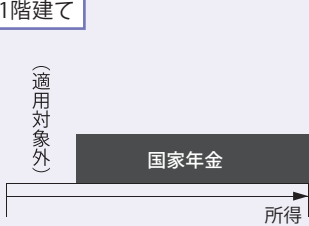
(注2) 2019(令和元)年財政検証で設定された長期の経済前提(6ケース)から抜粋して「ケースⅠ」、「ケースⅢ」、「ケースⅤ」の3通りを示しています。

(注3) 少子高齢化の状況の前提は、令和47(2065)年において、出生率1.44、男の平均寿命84.95、女の平均寿命91.35となっています。

(注4) 四捨五入の関係により、表中の数値による計算結果と掲載している所得代替率が一致しない場合があります。

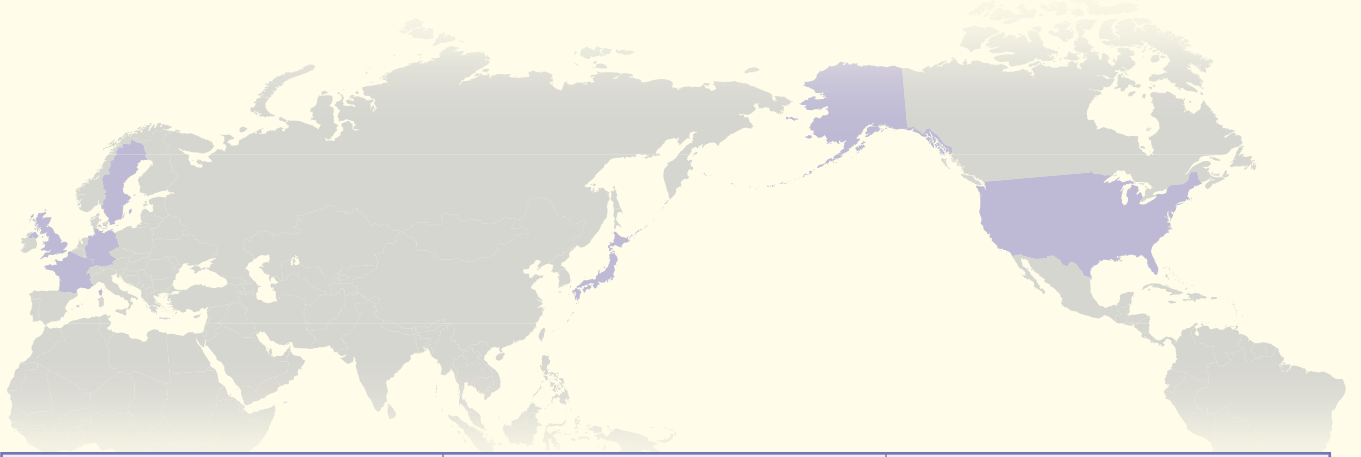
世界の年金制度




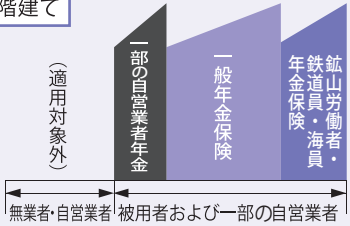
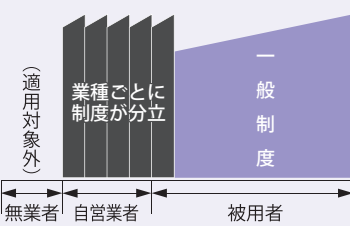
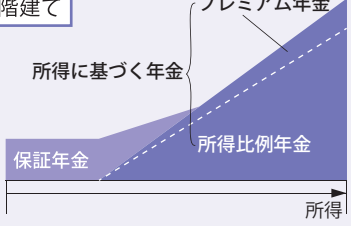
少子高齢化による年金制度の課題は、日本だけではなく、先進諸国共通の問題でもあります。各国のお国事情で異なるそれぞれの年金制度の概要を紹介します。

国名	 日本	 アメリカ	 英国
制度体系	2階建て 	1階建て 	1階建て 
被保険者	全居住者	被用者および自営業者	一定以上の所得のある者
保険料率 ^注 (日本以外は2020年末) (※)被用者年金制度における保険料率	[2020.4.1時点] 厚生年金保険: 18.3% (労使折半) 国民年金: 月額16,540円 (定額)	12.4% (労使折半)	25.8% 〔本人: 12.0%〕 〔事業主: 13.8%〕 ※保険料は、年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収
支給開始年齢 (日本以外は2020年末)	[2020.4.1時点] 厚生年金保険: 男性: 63歳 女性: 61歳 ◎男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ予定。 国民年金(基礎年金): 65歳	66歳 ◎2027年までに67歳に引上げ予定。	66歳 ◎2046年までに68歳に引上げ予定。
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当)	10年
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式



注 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金に関する記載(それぞれ制度体系の記載は除く)。



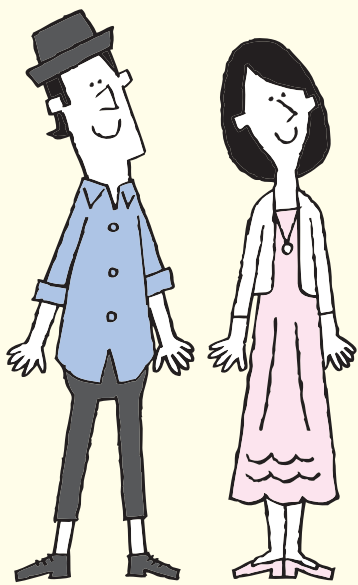
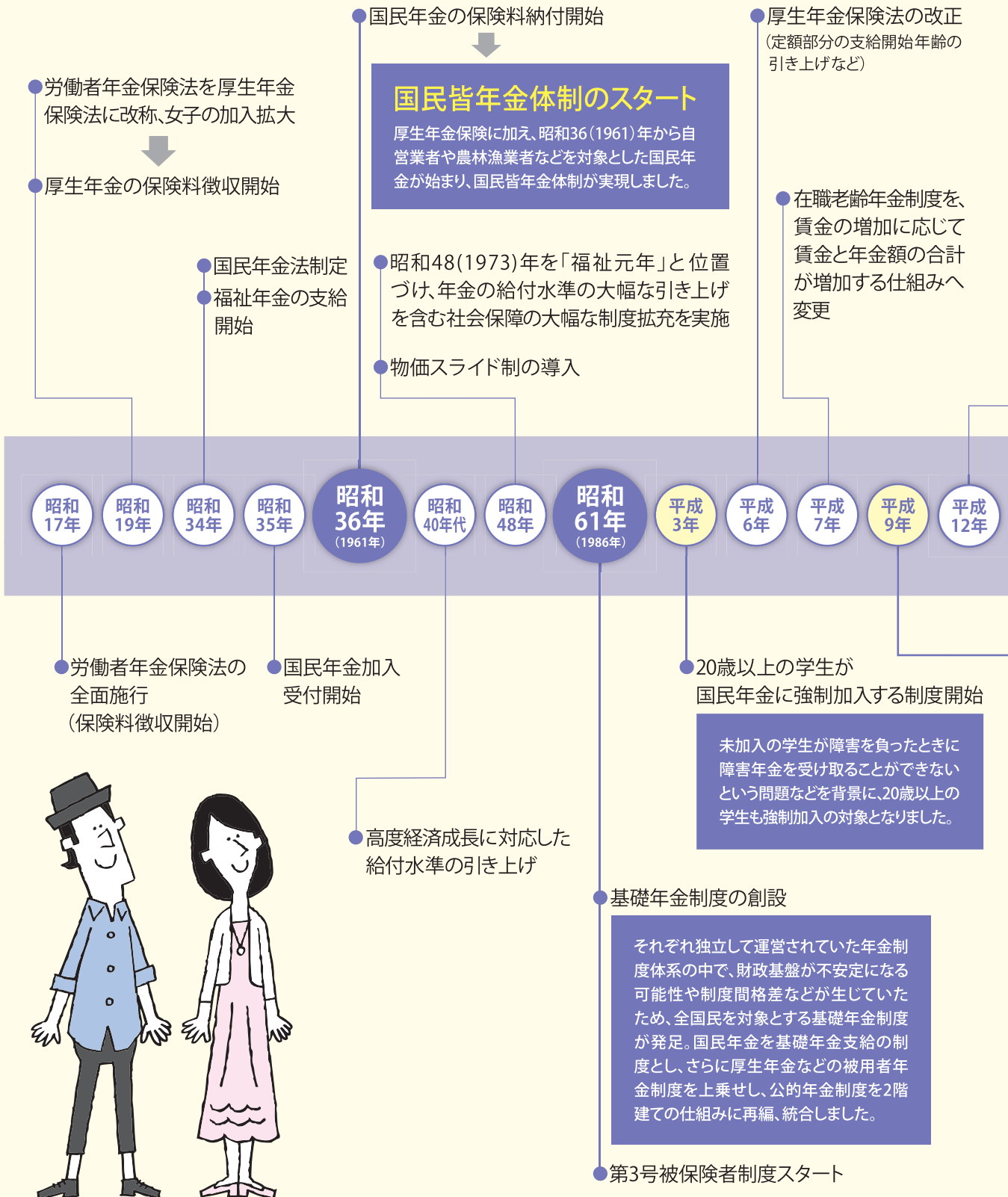
 ドイツ	 フランス	 スウェーデン
<p>1階建て</p>  <p>(適用対象外) 無業者・自営業者 被用者および一部の自営業者</p>	<p>(適用対象外)</p>  <p>業種ごとに分立 一般制度 無業者 自営業者 被用者</p>	<p>1階建て</p>  <p>保証年金 所得に基づく年金 所得比例年金 プレミアム年金 無業者・自営業者 被用者 所得</p>
<p>被用者および一部の自営業者 (医師、弁護士など)</p>	<p>被用者および自営業者</p>	<p>一定以上の所得のある者</p>
<p>18.6% (労使折半)</p>	<p>17.75% 〔本人: 7.30%〕 〔事業主: 10.45%〕</p>	<p>17.21% 〔本人: 7.0%〕 〔事業主: 10.21%〕</p> <p>※老齢年金の保険料。遺族/障害年金の保険料は、事業主のみ負担</p>
<p>65歳9カ月 ◎2029年までに67歳に引上げ予定。</p>	<p>62歳 (満額拠出期間を満たす場合)</p> <p>66歳2カ月 (満額拠出期間を満たさない場合)</p> <p>◎2022年までに67歳に引上げ予定。</p>	<p>— ◎61歳以降本人が受給開始時期を選択</p> <p>(保証年金の支給開始年齢は65歳)</p>
<p>5年</p>	<p>なし</p>	<p>なし (保証年金は3年以上のEU諸国等(うち1年以上はスウェーデン)での居住が必要)</p>
<p>賦課方式</p>	<p>賦課方式</p>	<p>賦課方式 (プレミアム年金は積立方式)</p>

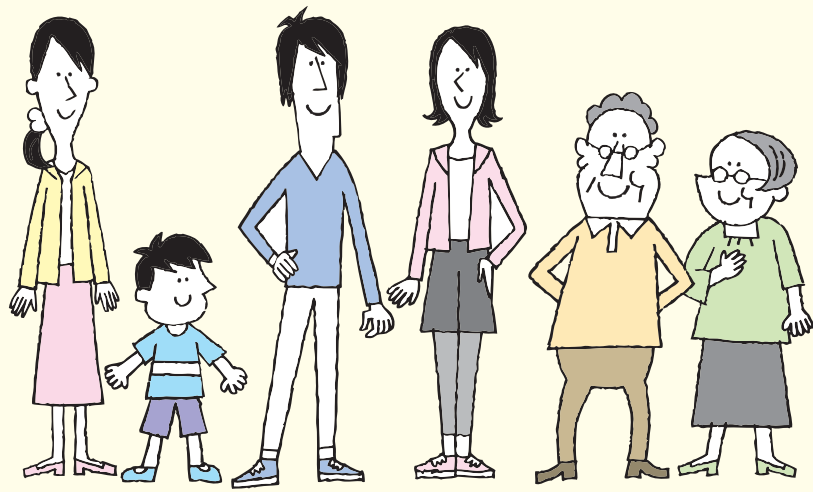


【出典】厚生労働省ホームページ「主要国の年金制度の国際比較」(2020年10月作成版)

日本の公的年金制度の歩み

日本の公的年金制度は、昭和17(1942)年の労働者年金保険の創設に始まり、昭和36(1961)年に国民皆年金制度が整いました。その後、国民皆年金制度は何度も見直され、今日の制度に至っています。





●厚生年金保険法の改正
(報酬比例部分の支給開始年齢の
引き上げ:開始は平成25(2013)年)

●厚生年金(定額部分)の支給
開始年齢引き上げ開始

●65~69歳の在職者に対する
在職老齢年金制度の創設

●国民皆年金50年

昭和36(1961)年の「国民皆年金」実現後50
年を経て、全国民の約4人に1人が公的年金
を受給し、公的年金制度は国民の老後生活の
柱としてなくてはならない存在になりました。

●老齢基礎年金などの年金額の
特例水準(本来より2.5%高い)を
3年間で解消

●老齢基礎年金などの受給
資格期間を10年に短縮



●基礎年金番号の導入

国民年金や厚生年金、共
済組合など、加入する制
度ごとの番号で記録の
管理が行われていたが、すべての年金制度に
共通した基礎年金番号
が導入され、1人に1つの
番号となったことにより、
制度間の情報交換や加
入者への連絡、各種相談
などにも迅速に対応でき
るようになりました。

●社会保険庁廃止、
日本年金機構設立

●基礎年金の国庫負担割合
 $\frac{1}{2}$ の実現

●年金生活者支援
給付金法施行

●短時間労働者の厚生
年金適用拡大

●被用者年金制度
一元化法により
共済年金を厚生
年金に統一

●国民年金保険料の免除など
の申請期間を拡大

●JR共済、JT共済、NTT共済の
三共済を厚生年金に統合

●厚生年金の報酬比例部分の
分割(離婚分割)制度の創設

●在職老齢年金制度などの見直し

- ・65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度の導入
- ・70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整
(平成19(2007)年から施行された、65歳以上の被保険者と同様の
仕組みにより、在職中の年金が一部または全部支給停止される)

●マクロ経済スライドの導入

●保険料水準固定方式の導入

「わたしと年金」エッセイ

令和2年度 受賞作品



日本年金機構は、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。その取り組みの一環として、公的年金制度とのかかわりについて「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを平成22年度より募集しています。

令和2年度にご応募いただいたエッセイから、2編の受賞作品をご紹介します。

すべての受賞作品(全文)を、日本年金機構ホームページに掲載しています。



わたしと年金エッセイ

検索

<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkingekkan/nenkin-essay/20201130.html>

厚生労働大臣賞 [北海道 吉田 勇太様]

私は21歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となったためだ。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。

実は21歳での障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する20歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予(学生納付特例)を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わず放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時21歳だった私は20歳の国民年金加入から約1年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった。このため、たった1ヵ月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えてしまうのだ。

20歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」ことまで考えているはずもなく、「20歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の20歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続をしてくれていた。私は母に言われるがまま

学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行っていないければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていただろう。

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言われたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のことをしたまでだ」とは言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思っただろうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今の人生があることを考えると、感謝してもしきれない。

そんな私はどのような巡りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの?」、「保険料なんて支払う意味なんてあるの?」、「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないんでしょ?」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないことで納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の受給に結び付かなかった方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに…」「市役所の年金担当から案内されたことが無い…」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえなかった…」といったご指摘を受けることも多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでなのだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれないよう、「案内を行う側」である私をもっと「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならないと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖をついていたり、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を患われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか?」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいがあると年金申請に結び付かなかったとしても、「障害年金の制度自体を知らなかった」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかった」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。

日本年金機構理事長賞 [岐阜県 今井 日菜詩様]

私は最初、年金と聞いて漠然と、「高齢者がもらうもの」だと思っていました。祖父母の口からよく年金という言葉を目にしていたからです。しかし、国民年金について調べていくうちに私は、年金のことを「温かい制度」だと考えるようになりました。

このエッセイを書くにあたって、まず初めに、母に「年金ってどういうもの？」と質問しました。すると母は、「将来、働けなくなったときのための保険みたいなものかな。」と言っていました。それに対して、私は一つのことを疑問に思いました。それは、「保険との違い」です。母の言う「将来の保険のようなもの」である年金と、一般に言う「保険」、何が違うのか。

気になったので、調べてみると、そこには大きな違いがあると感じました。それは、「人の温かさ」です。年金には、人の温かさがあると感じました。もし、予測していなかったことが自分の身に起こり、困っていたら助けてもらえる。もし、自分ではない誰かが困っていたらその人を助けることができる。自分の将来の身を守るためだけの「保険」とは違い、「年金」は人と人が助け合える温かい制度だと思います。

年金のことを調べていくうちに、「障害年金」というものがあることを知りました。私の親戚にも、障害年金を受けとっている人がいます。私の祖母の姉です。祖母の姉は現在、七十二歳なのですが、三十代のときから、慢性腎不全という病気を患っており、二日に一度のペースで、人工透析をしなければなりません。私が初めて、それを知ったとき祖母の姉のことをとても可哀想だと思うと同時に、世の中には、様々な病気で苦しんでいる人がたくさんいるのだと悲しい気持ちになりました。でも、私にできることは何もありません。祖母の姉は、東京で祖母の兄と一緒に住んでいます。祖母の姉は、透析の関係で私たちの住んでいる場所に、会いにくることはできないし、私たちも頻繁に行くことはできません。可哀想だと思っても何もすることのできない私は、とても無力です。でも、「障害年金」があることによって、祖母の姉の大きな助けになっていると思います。私は、病気になっていないし、苦しみも分からないから簡単なことは言えません。でも、「年金」という制度は、意識していないかもしれないけれど日常生活の中で自然と互いを支えているのだと思うのです。だから、「年金」は温かい制度だと感じました。

年金のことを「温かい制度」だと感じるようになってから、年金のことを「将来のための保険のようなものかな？」と言っていた母に伝えたいくなりました。母に、自分の思ったことを伝えると「そんなに深く考えたことなかったな。言われてみると温かい制度やな。」と言っていました。私は、こんなにも温かい制度に、義務というもあるけれど加入している両親や、年金を納めているすべての大人を尊敬する気持ちになりました。

世の中には、自分の身に何も起こらなかつたら損じゃないか、と思う人もいます。まだ私は、お金を稼いでいないから、偉そうなことは言えないけど、年金のことを「温かい助け合いの制度」だと思えば、そんなことを思う人はいなくなると思います。また、年金を払い続けて何もなかったときに、「自分の身に何もなくて良かった」「誰かのためになった」と思うようにすれば素晴らしいと思います。

私は、このエッセイを書くにあたってほとんど無知だった年金について知ることができ、年金という制度に、プラスの感情をもちました。世の中には、私のような高校生や、大人の方々も含め、年金について詳しく知らないまま、ただ単に、マイナスのイメージだけをもっている人が多くいるのではないかと感じます。まずは、私のように知ることから始めてみて欲しいです。そうすれば絶対に、年金についてマイナスの感情をもっている人でもそれはなくなると思います。私は年金を納めてくださっている大人の方々に、素晴らしい制度に加入していることを誇りに思っています。

私は、大人になったら必ず年金に入ろうと思います。今は、まだ高校生で、年金を納められる年齢でなく助けてもらっている側の人間です。日本に生まれた一国民として、周りの方々に恩返しするためにも、助け合いの温かい制度を大切に、自分たちで守っていきたくたいです。

年金についてのお問い合わせ

お電話で
お気軽に



電話相談は「ねんきんダイヤル」へ

年金についての一般的なお問い合わせ

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-6700-1165** (一般電話)

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-6700-1144** (一般電話)

受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00 / 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 / 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

◎月曜日が祝日の場合は、休日明けの初日に午後7:00まで受け付けます。

◎日曜・祝日、土曜(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ

ゴ ヨ ヤ ク ヲ
0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-6631-7521** (一般電話)

受付時間

月～金曜日(平日) / 午前8:30～午後5:15

◎日曜・祝日、土曜、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

お知らせ

「ねんきん定期便」を毎年お届けします。

日本年金機構では、これまでの年金加入期間や年金見込額などの情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入者の方へ毎年1回、誕生月に下記のとおり「ねんきん定期便」をお送りしています。

お送りする内容

- 直近1年間の年金記録をお送りします。(ハガキ)
- なお、節目年齢(35歳・45歳・59歳)の方には全期間の年金記録をお送りします。(封書)

あなたの年金記録をもう一度ご確認ください。

日本年金機構では年金記録問題の解決に向けて、これまで年金加入者の方や受給者の方に「ねんきん特別便」などをお送りして、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」がないかどうか確認をお願いしてまいりました。しかし、まだ約1,806万件(令和2年9月時点)の持ち主が確認できていない記録が残っています。

特に、以下のような方はぜひご確認ください。

- 転職が多い
- 姓(名字)が変わったことがある
- いろいろな名前の読み方がある

◎年金記録の確認方法には、これまでにお送りした「ねんきん定期便」のほか、「ねんきんネット」でも確認できます。「ねんきんネット」では、「持ち主不明記録検索」機能でご自身やご家族(亡くなられた方も含みます)の氏名などを入力すると、持ち主不明記録の中に一致する記録があるかどうか調べることができますのでご利用ください。

あなたの年金 簡単便利な **ねんきんネット**で！

- ◆ 24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！
- ◆ 国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間等について、納付可能な月数や金額を確認できます！
- ◆ 将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます！

ご利用登録は、とってもカンタン 日本年金機構のホームページで！

ねんきんネット 検索

ねんきんネットの利用を始める (ご利用登録)

2

1

画面イメージ

スマートフォンでのご利用登録はこちら

その1	その2	その3
<p>以下をご用意いただき、新規登録画面から必要事項を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号 ※1 ・メールアドレス (お持ちの場合) ・アクセスキー ※2 	<p>▶ アクセスキーをお持ちの方 すぐにユーザIDが発行されます。</p> <p>▶ アクセスキーをお持ちでない方 日本年金機構においてご本人確認を行い、5営業日程度でユーザIDを記載したハガキをお届けします。</p>	<p>ユーザID・パスワードを使用して、「ねんきんネット」へログインしてください。</p>

※1 基礎年金番号は年金手帳などに記載されている10ケタの番号です。

※2 アクセスキーをお持ちの方は、この番号を使用して申し込むことで、すぐにユーザIDを取得できます！アクセスキーは「ねんきん定期便」などに記載されている17ケタの番号です。

基礎年金番号

■年金手帳

アクセスキー

■ねんきん定期便 (50歳未満)

【マイナンバーカードをお持ちの方は】

- ◆ **マイナンバーカード**があれば、「ねんきんネット」に登録していなくても**マイナポータル**から「ねんきんネット」に**アクセス**できます。ぜひご利用ください。

マイナポータルの詳細は **マイナポータル** **検索**